

## J R西日本ホテルズギフトチケットご利用約款

株式会社ジェイアール西日本ホテル開発

### 第1条（約款の趣旨）

株式会社ジェイアール西日本ホテル開発（以下「当社」といいます）は、J R西日本ホテルズギフトチケット（以下「ギフトチケット」といいます）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、J R西日本ホテルズギフトチケットの所持者（以下「お客様」といいます）も、この約款によりお取引をしていただくものとします。

### 第2条（ギフトチケットの利用）

- ① お客様は、ギフトチケットをJ R西日本ホテルズ各ホテルが定める取扱店においてのみ、ご利用することができます。
- ② ギフトチケットがご利用になれる加盟店は、加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。
- ③ ギフトチケットの額面が、ご利用金額に満たない場合は不足分を現金又は取扱店の指定する方法にてお支払いいただくものとします。
- ④ ギフトチケットの額面が、ご利用金額を上回る場合であっても、釣り銭はお出しできませんのでご了承ください。

### 第3条（ギフトチケットが利用できない場合）

次の各場合は、ギフトチケットをご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

- ① ギフトチケットの汚損、破損等によりギフトチケットの記載事項が確認できない場合。
- ② 当社、または加盟店がギフトチケットの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いをされる時。
- ③ ギフトチケットが違法、または不正に取得されたものであるとき。
- ④ ギフトチケットが偽造、変造または不正に作成されたものであるとき。

### 第4条（ギフトチケットの破損等）

- ① ギフトチケットが汚損、破損等したとき、お客様はそのギフトチケットを提示いただき、記載事項が確認できる場合に限り、当社所定の手数料をお支払いいただくことにより、同額のギフトチケットの交付を受けることができます。
- ② 提出されたギフトチケットの汚損、破損等が故意によると認められる場合には、本条の取り扱いはいたしません。

### 第5条（加盟店との関係）

お客様がギフトチケットをご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵、その他問題が生じた場合、加盟店との間で解決していただくものとします。

## 第 6 条（ギフトチケットの紛失）

ギフトチケットを盗取、紛失等された場合であっても、ギフトチケットの再発行はいたしません。

## 第 7 条（換金の原則禁止）

ギフトチケットは、現金との引き換えはできません。

## 第 8 条（個人情報の収集及び利用）

- ① 当社は、本約款に基づく取引において、原則としてお客様の個人情報の収集をいたしません。
- ② お客様が販売店又は取扱店に対し、個人情報又はギフトチケット番号等のギフトチケットに関連する情報を提供する場合、お客様が販売店または取扱店との取り決めにおいて行うものとします。

## 第 9 条（有効期限）

ギフトチケットの有効期限は、販売日より 5 年です。有効期限経過後は無効となります。

## 第 10 条（取り扱いの変更）

ギフトチケットの取り扱いについて、この約款を変更する場合、当社は一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

## 第 11 条（利用者資金の保全方法）

- ① 当社は、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の保有者保護のため、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられております。  
お客様は、万が一の場合、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- ② 当社のギフトチケットについての利用者資金の保全方法は次のとおりです。  
金銭による供託

## 第 12 条（無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針）

当社は、ギフトチケットの盗取、紛失等によりお客様に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。

## 第 13 条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用及び取引に関してお客様と、当社、販売店又は取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

附則 この約款は、2021 年 5 月 1 日から適用します。